

# 平成28年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：平成29年2月1日（水）

午後2時から午後4時まで

場所：県庁行政庁舎9階 第1会議室

## 1 開会

## 2 委嘱状交付

第8期委員に委嘱状交付及び自己紹介

## 3 挨拶（鈴木環境生活部次長）

## 4 議事

### (1) 会議の成立

16名の委員のうち13名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

#### 出席委員

小金澤委員、熊谷委員、星委員、加藤委員、大友委員、佐藤委員、田澤委員

小野委員、丹野委員、氏家（直）委員、高橋委員、鎌田委員、佐々木委員

#### 欠席委員

西川委員、氏家（幸）委員、阿部（誠）委員

### (2) 会長及び副会長選出

鈴木環境生活部次長が仮議長を務め、体制強化を図るため、第8期から副会長を2人体制にすることを決定後、委員の互選により、会長に小金澤委員、副会長に西川委員、熊谷委員が選出されました。

### (3) 新会長、新副会長挨拶

#### 小金澤会長

色々な方々が多様な意見を出し合う会議となっていますが、この委員会の良いところは、担当の食と暮らしの安全推進課だけではなく、県庁の各課の方がいらっしゃっているということです。県庁全体として、「食の安全安心」に関わっていただいているということです。また、公募委員として消費者の方をお願いしていますが、各団体のあて職の方とはまた別な角度からの御意見をいただけます。その様に様々な意見等を出し合って、皆で議論を行い、情報共有しあえる会議です。

そんな皆さんの御意見を引き出しながら、議事運営を進めさせていただきたいと思います。

#### 熊谷副会長

前期に続き、大役を仰せつかりました。小金澤会長を中心にこの会がますます発展することを期待いたします。

### (4) 会議内容

情報公開条例第19条の規定に基づき、公開で進行。

議長は、同条例第18条第1項の規定により、小金澤会長が務めました。

## 〈 議長 小金澤会長 〉

本日の議事項目は、次第のとおりとなります。当会議は、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されている会ですので、それぞれのお立場から、貴重な御意見を広く頂戴する場にしたいと思ひ

ますので、議事進行に御協力をお願いします。

本日は、議題イの「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について」と議題ロの「BSE（牛海面状脳症）検査」についての2つ議題について協議していただきますが、改選後、新しいメンバーで会議となりますので、まず、事務局から、このみやぎ食の安全安心推進会議の概要を説明いただいてから、議事を進めたいと思います。よろしくお願いします。

### 〈 事務局 赤間課長 〉

審議に入ります前に、みやぎ食の安全安心推進会議の概要について、御説明いたします。参考資料1から参考資料4を使って御説明します。まず、参考資料1を御覧下さい。

この推進会議の「設置年月日」ですが、平成13年9月の国内におけるBSE感染牛の確認や韓国産生かき混入事件などを背景といたしまして、平成14年11月に設置されました。その後、県の附属機関として、平成16年に県条例の「みやぎ食の安全安心推進条例」に規定されました。この条例につきましては、参考資料3としてお配りしておりますので、後ほど御覧下さい。

次に、「所掌事務」を御覧下さい。1つ目は、知事の諮問に応じた食の安全安心の確保に関する重要事項の調査審議、2つ目は、イからニに掲げる事項の情報及び意見の交換となっております。

この中のイの「施策の評価」について、少し説明いたします。参考資料4の平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況を御覧下さい。県では、食の安全安心の確保に関する基本計画に基づいた施策の実施状況を毎年取りまとめておりますが、この推進会議こそその評価をお願いしております。

表紙を1枚めくっていただきますと裏面に目次があります。ローマ数字のⅢ、施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議の評価」のところに、その結果を記載しております。それでは、また、参考資料1に戻って下さい。4の第8期ですが、今回の委員改選で第8期となります。委員は、学識経験者4名、消費者代表5名、生産者・事業者代表7名の計16名で構成しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、5の平成28年度の開催実績ですが、今年度は、第7期委員によりこれまで2回開催しております。

第1回は、主に「平成27年度の施策の実施状況（案）」について御審議いただきました。また、第2回は、その「施策の実施状況」に対する「みやぎ食の安全安心推進会議の評価」について、御審議いただきました。「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価の決定後、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」の承認を経て、「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価を含む「平成27年度施策の実施状況」を9月議会で報告、公表しております。

次に、参考資料1の2枚目ですが、食の安全安心推進体制図を添付しております。食と暮らしの安全推進課が事務局となり施策の総合推進を図っておりますが、先ほど会長から御紹介があり、後ろに控えておりますが、食の安全安心推進員を配置し、関係各課で食の安全安心に関する施策を実施しております。その食の安全安心推進員は、次第の出席者名簿に明記しております各課となります。

次に、参考資料2を御覧下さい。来年3月までのスケジュールをお示ししております。

平成29年度につきましては、上の段「主な検討内容」の「計画に基づく施策の実施状況に対する評価」と「宮城県食品衛生監視指導計画案の検討」について、3回開催し、御審議していただきたいと考えております。簡単ですが、推進会議の概要について、御説明いたしました。

## 〈 小金澤会長 〉

ただいまの説明に対して、何か御質問はありますでしょうか。初めての方もいらっしゃると思いますので、まだ、分からないところもあると思いますが何かありましたらお聞き下さい。

では、議事に入りたいと思います。関連がありますので、議題イの「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について」と議題ロの「BSE（牛海綿状脳症）検査について」を一括して、事務局から説明願います。

## 〈 事務局 赤間課長 〉

議題イの「平成28年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について」を御説明いたします。なお、この監視指導計画（案）には、議題ロの「BSE（牛海綿状脳症）検査」の変更についても出てきますので、一括して説明させていただき、御意見を頂戴したいと思います。

資料1は、監視指導計画（案）の概要を記載しているものです。また裏面には、BSE検査体制の変更に伴う修正について記載しています。BSE検査体制の変更につきましては、後ほど追って説明いたします。

本日は、資料2の監視指導計画（案）を使って御説明します。1ページを御覧下さい。第1の趣旨から説明いたします。

なお、本文中では、平成28年度の計画からの主な変更点に下線を引いております。

この監視指導計画は、国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品衛生法等に係る監視指導について、本県の実情を踏まえた監視指導の実施に関する基本的な考え方を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するものです。

食品衛生法では、都道府県知事等は指針に基づき、翌年度の監視指導の実施に関する計画を定めなければならないとされており、その計画は、1重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項、2食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項、3関係行政機関との連携の確保に関する事項、4その他監視指導の実施のために必要な事項の4点について定めることとされております。

なお、本計画は「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき策定した「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に位置づけられています。

2ページをお開き下さい。ここでは、食中毒の予防対策や重大な事件・事故の発生状況を踏まえて強化すべき事業を「重点取組」として整理しております。

それでは6つの重点取組事項について説明いたします。まず、1つ目は、食中毒の予防対策です。県では6月15日から7月14日までの1か月間を食中毒予防月間と定め、食品取扱施設への一斉監視や衛生講習会の実施、啓発資材の配布などを通して食中毒予防啓発事業を行います。また、広域、大規模な食中毒を未然に防止するため、旅館、弁当や広域流通食品の製造施設、集団給食施設等を対象とし、定期的な監視指導のほか一斉監視指導を行います。さらに、冬期間に多発するノロウイルス食中毒防止のために、県民や営業者に対しパンフレットの配布や衛生講習会等により啓発活動を行います。

次に（3）ですが、平成27年6月に、食品衛生法第11条に基づき定められている食品、添加物等の規格基準が改正され、新たに、内臓を含む豚肉の基準が追加され、生食用としての販売、提供が禁止されました。これにより、豚の食肉は加熱して提供することが義務づけられました。これは、平成24年7月に牛の肝臓が生食用として販売・提供が禁止されたことを受けて、豚の肝臓が生食用として提供される事

例が散見されたことが要因です。豚肉が生や加熱不十分で提供されることは食中毒の危険性が高いことから、飲食店や食肉販売業者等に対し周知徹底を図り、監視指導を実施します。

次の(4)ですが、平成26年7月に静岡県で「冷やしキュウリ」(きゅうりの浅漬け)によるO-157の食中毒が発生しました。また平成24年8月には、北海道で白菜の浅漬けによるO-157の食中毒が発生しております。このことから、浅漬けを含む漬け物加工業者や魚介類加工業者に対して、引き続き食品衛生取締条例に基づく適切な食品等の衛生管理の遵守について徹底を図ってまいります。

2つ目は、食品の放射性物質の検査と情報提供です。「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、流通食品等の放射性物質検査を実施し、検査結果を県民に分かりやすく情報提供してまいります。

3つ目は、輸入食品の検査です。輸入食品に対する消費者の不安を解消するため、輸入食品中の残留農薬や残留動物用医薬品、遺伝子組み換え食品、食品中のアレルゲン等の検査を実施します。

4つ目は、食品の適正表示の推進です。食品製造・加工業者等に対し、食品の適正表示について監視指導を行うほか、食品衛生責任者等を対象とした講習会を開催し、適正な表示の遵守・徹底について指導します。また、3ページの(4)ですが、平成27年4月から食品表示法が新たに施行されたことを受けて、出前講座等を活用し、食品表示について、これまでとの主な改正点等について周知してまいります。

5つ目は、重点監視施設の監視です。広域または大規模な健康被害の発生を防止するため、大型飲食店や広域流通食品を製造・加工する施設等を重点監視施設として監視指導を行います。重点監視対象業種は、8ページに記載しているとおりです。また、市場や大型販売店等については、通常の立入調査に加え、物流量が増える年末期に一斉監視を行います。

6つ目は、衛生管理体制の推進です。(1)及び(2)については、HACCPに関する記載となっております。現在、HACCPによる衛生管理手法は国際標準となりつつあり、日本でも国を挙げて普及・定着に取り組んでいます。本県では、国のガイドライン改正に伴い平成27年10月に食品衛生法施行条例を改正し、従来型の管理運営基準に加えて、新たにHACCP導入型管理運営基準を規定しました。

また、HACCPの概念を取り入れた衛生管理手法として、平成16年に制定した県独自の制度「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」を改正し、事業者がHACCPに取り組みやすくなるような制度といたしました。現在、HACCPの普及・啓発を進めているところであり、来年度も実施してまいります。周知については、食品衛生責任者等を対象とした講習会の開催や食品衛生協会の食品衛生指導員による各地域での巡回指導等、またパンフレットの配布を行うなどしながら実施してまいります。

次に(3)ですが、平成27年度に県内事業者で食品表示の不適切正事例があり、食品表示法に基づく指示・回収命令を行いました。本事案の発生を受けて、仕入れた原材料の点検や適切な管理、仕入れ状態や出荷に関する記録の作成・保存、科学的かつ合理的根拠に基づく消費期限の設定、異物混入防止対策など、管理運営基準の遵守について周知徹底を図り、違反した取り扱いがなされないよう監視指導を実施してまいります。

続きまして、第3の実施体制では、営業施設や食品表示等の監視指導体制、食品等の試験検査体制、国及び関係自治体等との連携について記載しております。

1の監視指導ですが、営業施設等に対して、食品衛生監視員により計画的、効率的な監視指導を行います。また、食品表示の相談窓口寄せられた情報について、食品表示法並びに景品表示法に基づき、東北農政局、市町村と連携を図りながら調査・指導を行います。

2の試験検査ですが、県内に流通する食品等の検査を、保健環境センター、食肉衛生検査所及び厚生労働大臣登録検査機関等で実施してまいります。また、と畜場法、食鳥処理法に係る食肉等の検査は、食肉

衛生検査所等で行います。

3の連携につきましては、県の関係部局との連携はもとより、国及び関係する都道府県、近隣県等との連携を図り、食品による健康被害の発生防止に努めてまいります。

第4の監視指導につきましては、生産者や食品事業者に対する監視指導や食品等の収去検査、食中毒など健康被害が発生した場合の対応について記載しております。

監視指導のうち、2の事業者に対する監視指導につきましては、取り扱う食品、製造工程、施設の規模、食中毒や不良食品の発生状況等を考慮して、監視目標回数を定めております。9ページ、別表2に監視目標回数、また10ページから11ページの別表3に食品群ごとの生産段階、製造・加工段階、貯蔵から販売までの段階での監視指導項目を掲載しております。県内の保健所・支所では、これらに基づいて、計画的で効率的な監視指導を行ってまいります。

なお、10ページ左側生産段階の部分において、中段に、特用林産物全般、放射性物質の検査の実施が新たに追加となっておりますが、今年度から新たに行うものではなくこれまでも実施しておりましたが、記載されていなかったため追記したものでございます。

4ページにお戻り下さい。3の食品等の収去検査等につきましては、食中毒の発生防止や食品衛生法で定めている規格基準に適合しない不良食品を排除するなど食品の安全を確保するため、製造・加工された食品や輸入食品、広域流通食品の収去検査を行います。

年間の検査計画については、12ページから13ページの別表4を御覧下さい。12ページには、品目毎（ごと）の規格基準等の検査項目と検体数をまとめております。13ページには、残留農薬や残留動物用医薬品、アレルギー物質、放射性物質などの項目について、検体数や品目をまとめております。

5ページの（4）を御覧下さい。後ほど詳しく説明いたしますが、現在、国では、BSEの検査体制見直しを実施しております。

なお、言葉の説明として、TSEは伝達性海綿状脳症と言われるもので、牛、めん羊、山羊（やぎ）等の脳がスポンジ状になる疾病の総称です。BSE、牛海綿状脳症とは、TSEの一つであり、本県では、これまでもTSE検査を実施していることから、このような記載としております。

BSE検査体制見直しに係る国の方針は、48ヶ月齢超にかかる健康牛の廃止及び24ヶ月齢以上の神経症状を呈する牛の検査の継続というもので、本案では国の方針に準じた記載となっております。また、めん羊及び山羊（やぎ）のTSE検査については、平成28年6月から臨床症状を呈するものの検査を実施することに変更になったことから、修正いたしました。なお、本案につきましては資料1裏面に「BSE検査体制の変更に伴う修正について」とし、パブリックコメントを実施したいと考えております。

第5の食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等のうち1の自主管理体制の確立及び2の「みやぎ食品衛生自主管理認証制度」の推進につきましては、先ほど説明いたしました重点取組の6の衛生管理体制（3ページ）と連動いたしますが、HACCPに関する記載となっております。

HACCPの推進につきましては、みやぎHACCPを活用し、自主的な衛生管理の向上を図ってまいります。改正したみやぎHACCPの内容について、2の「みやぎ食品衛生自主管理認証制度」の推進に記載しております。みやぎHACCPは、HACCPの概念を取り入れた衛生管理手法として平成16年に制定しました。これまでは、HACCPに取り組む準備段階としての登録施設及び認証施設の2段階であったところ、登録制度を廃止し、4段階の認証制度に改正しました。これは、施設の実情に即した認証とすることで、事業者が自ら施設の衛生管理を確認することができ、またステップアップ制とすることで、一層の衛生管理体制の向上が行えるようにしたものです。各種講習会での周知、パンフレットの配布等に

より、普及啓発を行うとともに、より多くの事業者の意識向上を図ることで、食品安全の向上に努めてまいります。また、広域食品衛生監視チーム（通称ワフト）を活用し、当該保健所職員のみならず、複数の保健所による食品衛生監視チームによる指導・助言を行います。

6ページを御覧下さい。3では、食品衛生推進員による自主活動の推進、また4では、食品衛生関係団体に対する指導・支援を行うことで、地域の情報収集・提供や、食品衛生指導員による地域に密着した自主活動の円滑な実施について指導・支援します。

続きまして、第6の県民との意見交換及び情報提供ですが、2の計画の実施状況の公表を御覧下さい。本計画に基づく監視指導及び食品等検査の四半期ごとの実績並びに夏期、年末一斉取締の実施結果について、取りまとめの後、ホームページで速やかに公表してまいります。

第7の「食品衛生に係る甚大な養成及び資質の向上」では、本県の食品衛生監視員及びと畜検査員、食鳥検査員のほか、食品等事業者や食品衛生責任者の資質向上について記載してあります。

なお、15ページからは、「主な用語の解説」を付けております。ここでは特に、BSEの検査変更に伴い関連した文言の追加とHACCPの部分において、記載事項を若干追加したものでございます。

次に資料3を御覧下さい。策定作業のスケジュールをお示ししたものです。本日いただいた御意見を踏まえ、2月中旬から1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたします。この結果を踏まえ、3月下旬に計画を策定し、国へ報告及び公表します。以上、「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について」説明となります。

#### 〈 小金澤会長 〉

ただいまの説明に対して、何か御質問はありますでしょうか。

#### 〈 加藤委員 〉

1点目、3ページの第3の監視指導の食品表示の件で、県のホームページに掲載してある「食品表示110番」に寄せられた内容の詳細は分かりませんものの、「食の110番」をみるとどういった内容なのか区分されていて詳しく分かるのですが、「食の110番」の中に「食品表示110番」も含まれて公表されているのでしょうか。

2点目、みやぎ食品衛生自主管理認証制度の第5の2の推進についてですが、HACCP導入型になり、新たに認証マークも変更したようですが、あまり、知られてないような気がします。事業者向けのパンフレットはあっても、県民向けのみやぎHACCPを知らせるものは何か作成したのですか。

3点目、第6の3の消費者への食品等への健康被害の情報で、主に学校給食でアレルギー対策が行われていると思いますが、実際、学校現場ではどのようにしてアレルギー対策を行っているのか教えていただきたいです。具体的に分かれば教えていただきたいです。

最後に、第6の3のみやぎHACCPです。私が所属している宮城県生活協同組合連合会の会員生協としてみやぎ生活協同組合があります。みやぎ生活協同組合も色々と事業を行っておりまして、前のみやぎHACCPの認証登録を行っていましたが、この制度が新しくなったという情報が行き渡ってなかったことが最近判明いたしました。管轄の保健所から働きかけることになっているとは思いますが、どのように働きかけをしたのでしょうか。

#### 〈 小金澤会長 〉

では、事務局より御説明願います。

#### 〈 事務局 星課長補佐 〉

まず、1点目の「食の110番」と「食品表示110番」の件でございますが、ホームページに掲載してあります「食の110番」は、各保健所、支所が窓口となり、食品衛生、異物混入などに関する不安や相談を受け付けております。また、食品衛生に関する食品表示の窓口にもなっており、その傾向について掲載しております。

「食品表示110番」は、食品表示法が昨年4月に施行されましたが、3つの分野、品質、衛生、保健事項のうち、旧JAS法に関連する品質事項に関することの窓口であり、消費者や事業者からの相談を当課で受け付けております。

食品表示110番ですので、食品表示に特化しておりますが、食品表示については所管が分かれており、県で回答できることは当課で回答し、権限が別なものについては、別な部署から回答していただいております。このように「食の110番」と「食品表示110番」は、それぞれに別に設置しておりますが、連携しながら進めております。

#### 〈 加藤委員 〉

聞きたかったのは、「食の110番」中に「食品表示110番」が含まれているのかという質問です。

「食の110番」は、毎年度相談内容がきちんとホームページで公表されていますのに、「食品表示110番」では、窓口があると掲載してあるのみで、相談内容等については県民が知る方法がありません。今の回答ですと、「食の110番」中に「食品表示110番」全く含まれていないということによろしいですか。

#### 〈 事務局 星課長補佐 〉

「食の110番」でも表示相談を受け付けていますので、その内容は含まれておりますが、「食品表示110番」として受け付けたものについては、その内容は具体的にどういったものかは公表しておりません。

#### 〈 事務局 近藤技術補佐 〉

HACCP関連について回答いたします。消費者へのHACCPの周知はどうなっているのかということですが、確かに事業者に対しては説明会等を開催し周知しておりますが、消費者の方に対しては、正直、あまり進んでいないと思っております。

例えば、年末にみやぎHACCPのパンフレットを作成しましたが、生協さんに配架していただくなど消費者への周知も必要だと思っております。ホームページにも掲載し、PRを図っているところですが、ホームページは見る人が限られますので、もう少し工夫したいと考えております。

認証マークについては、新しい認証マークを使いたいという事業者からの相談が増えてきており、使い始めているところもございます。もう少ししますと目にする機会も増えてくるかと思っております。

最近まで、改正HACCPを知らなかったということでしたが、やはり、まだ十分周知されているとは言いがたいですので、機会を捉えて周知してまいりたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

教育現場でのアレルギー対策について、事務局より回答をお願いします。

〈 スポーツ健康課 樋野課長補佐 〉

学校現場では、養護教諭をはじめ、先生方を対象にアレルギーに関する研修会を実施しております。

昨年、私立幼稚園で、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを起こした事案が発生いたしました。県における私立幼稚園の所管は、スポーツ健康課ではなく私学文書課になりますが、部局横断でしっかり実施しなくてはいけないということで、私立幼稚園を対象にしたアレルギー研修会を行いました。

また、養護教諭、栄養教諭のほか、管理職も含めて、食物アレルギーに対する研修会等を実施し、周知徹底しているところでございます。

〈 小金澤会長 〉

宮城県、仙台市とも、3年前の日野市で起きた事件以来、アレルギー対策については対応しているようです。

その他ございませんか。

〈 田澤委員 〉

ボランティアで外国の方と関わる機会があるのですが、その際にみやぎHACCPの認証マークについて聞かれたことがありましたが、ホームページで確認しても英語等の外国語表記がなかったように見受けられました。

県もこれから、大きなイベントなども控えておりますし、HACCPの制度自体、日本の誇るべき制度だと思っていますので、外国語による説明があるといいなと思いました。私は、外国の方に宮城県のお土産を御紹介しますのに、仙台駅を利用いたしますが、今日は、仙台駅地下で、認証マークを掲示しているところを2ヶ所だけ見つけてまいりました。県民として、聞かれた時に分からないのは、勉強不足だと思いますので、勉強していきたいと思っております。

また、これからは、消費者の中に外国籍の方も入ってくると思っておりますので、外国語対応等していただくとありがたいです。

〈 小金澤会長 〉

県の対応はどうでしょうか。

〈 事務局 近藤技術補佐 〉

県では英語版はまだ作成しておりませんが、厚生労働省では、HACCPについて英語で説明しております。食品衛生監視指導計画もあります。ただ、県ではそこまで作成する語学力等があるかというのがありますので、インバウンド対策としての御意見として頂戴させていただきます。

〈 田澤委員 〉

県版のミシュランガイドができるということをニュースで聞いたのですが、農林水産省のホームページを拝見しまして、日本の和食を発信する英語版の中に、宮城県と山形県の「芋煮」の紹介がありました。



旅行者は質問する時に、ホームページを見て、そこから他の情報も得ていきますので、是非、作成していただきたいです。

また、若いお母さん方の中では、教育や家庭で自分にできることについて、ホームページを活用する動きが出てきています。簡単な辞書を引いて分かるホームページはどこなのかと聞かれる事もあります。やさしい中学生程度の英語で分かるようなものを是非作っていただきたいと思います。

#### 〈 小金澤会長 〉

県では、村井知事が仙台空港を民営化してインバウンドを進めています。HACCPや特別栽培農産物のマークも新しくなったことですし、JASマークなど、マークはあっても何のマークか分からないのももったいないですので、外国の方が分かるように英語等表記を検討していただければと思います。せっかくのチャンスですので、そのあたりも含めてよろしくお願ひしたいという御意見でした。

その他ありませんか。

#### 〈 加藤委員 〉

重点項目の食中毒の予防対策についてですが、今年度、ノロウイルスの感染者が宮城県では非常に多かったのは、ノロウイルスの型が違ったためと言われているようですが、その他に不顕性感染者も関係があるのではないのでしょうか。ノロウイルスの感染者は、一週間程度で症状が湧らぎますが、菌は一ヶ月程度体に保持していることをきちんと自覚した上で、生活し、調理に携わっていただければいいのですが、そうでない人が多いように思われます。

リーフレットなども症状が治ってもノロウイルスの菌を保持していることを小さくしか掲載しておらず、食品衛生監視指導計画(案)の中でも、あまり触れられていません。東京都のホームページでは、不顕性感染者に対する注意喚起が非常にはっきり明記してあります。こういう点は、これからのノロウイルスの拡大を防ぐ上でも「食中毒予防の三原則」の他に症状が治った後のことも重要ですので、もうちょっと強めて表現していただきたいです。

また、重点項目の放射性物質の検査の件ですが、宮城県はホームページをリニューアルし、見やすく検索しやすくなりましたが、「放射能情報サイトみやぎ」のバナーが画面下の事業PRコーナーに移動しており、放射能情報は事業なのかとても疑問に思いました。それに、固定だったバナーが時間によりくるくる変わる仕様に変更されており、分かりづらいので、「放射能情報サイトみやぎ」は、固定されて掲載されていた方がいいのではないのでしょうか。理由として、8,000Bq/kg以下の放射能廃棄物処理問題のこともあります。こういった廃棄物が県内のあちらこちらに保管されている現状がありますので、「放射能情報サイトみやぎ」は固定した場所にあった方が、県民や県民以外の他県の方にとっても非常に良いのではとないかと思ひます。

「放射能情報サイトみやぎ」を検索しますと、今現在、野生の山菜・きのこ類が食品中の放射能物質に関する基準値を超過しており、国からの出荷制限指示が効いているものも沢山あるのですが、表示方法、説明文が少し分かりづらいと思ひます。

基準値100Bq/kg以下の説明文は、「基準を満たしています」の後ろの方に「出荷制限指示です」となっております。「出荷制限指示」が国からの指示だと分かる人はいいのですが、「基準を満たしています」と言っておきながら、「出荷制限指示」と書かれているという表現が分かりづらいです。

以前からお願ひしておりましたが、「流通しておりません」と明記しないとよく理解しないで見た方に

としては紛らわしく、分かりづらいのではないのでしょうか。御検討していただけるのであれば、御検討していただければと思います。

#### 〈 原子力安全対策課 菅原課長補佐 〉

「放射能情報サイトみやぎ」の件ですが、今年の1月からバナーが県ホームページのトップページの下欄に時間とともに動いていくように変更になりました。個人的にも確かに非常に見づらいついておりました。県ホームページは、広報課が所管しておりますので、検討させていただきたいと思つております。

また、出荷制限のところを流通していないと明記した方がいいのではないかとのお御意見ですが、そのあたりも今後、関係課、農林水産部等と調整の上、可能であれば踏慮したいと思つておつております。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。食品の放射性物質検査件数については、後ほど報告していただきますが、今の件についてはよろしいですか。他にございませんでしょうか。

今は、議題イの「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について」議論していただいておりますが、「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」の中にBSE検査についても含まれておりますので、議題ロの「BSE（牛海綿状脳症）検査」について事務局より御説明願つております。

#### 〈 事務局 平野技術副参事 〉

それではここから、資料5のBSE（牛海綿状脳症）について御説明いたします。資料5の1ページ、2ページについてですが、これまでのBSE検査対象の推移や最近の国の動き等について概要を記載しているものです。詳細については、3ページ目からの厚生労働省と食品安全委員会から提供されましたスライドを用いて御説明します。

3ページ下のスライド1を御覧下さい。BSEとは、牛の脳や脊髄などにBSEプリオンと呼ばれるタンパク質が蓄積し、脳の組織がスポンジのようになる牛の病気です。潜伏期間は非常に長く、発症すると異常行動、運動失調などの神経症状を起こして最終的には死に至ります。1990年代にヨーロッパ、特にイギリスを中心に流行し、人への感染が示唆されました。牛が感染する原因としては、BSEに感染した牛の脳や脊髄等を含む部位を原料とした肉骨粉を別の牛に飼料として給与したことと考えられています。

また牛から人への感染は、BSEプリオンを人が摂取することが原因といわれており、変異型クロイツフェルトヤコブ病（神経難病の一つで、進行性認知症、運動失調等を呈し死亡する病気）を発症すると考えられています。

4ページスライド3を御覧下さい。国産牛のBSE対策の概要です。BSEプリオンは神経細胞に蓄積されることから、牛の脳、脊髄等を特定危険部位とし、これらが食品として流通しないよう、また牛の飼料に混入しないよう、様々な対策をとりました。衛生部局では、と畜場における牛の特定危険部位の除去・焼却及びBSE検査、生産部局では肉骨粉が牛に与えられないようにする飼料制限や死亡牛のBSE検査等を行つておつております。

スライド4を御覧下さい。BSE対策の経緯です。日本国内においては、平成13年9月、初めてBSEが確認され、同年10月から、と畜場における牛の特定危険部位の除去・焼却を法令上義務化するとともに、処理されるすべての牛を対象にBSE検査を全国一斉に開始しました。

その後、BSE検査が適切に行われたことにより国内外のBSE発生は減少し国際的な状況等を踏まえ、検査月齢の見直しが行われてきました。検査対象の月齢引き上げについてはスライド左側「検査対象」の欄にお示しするとおり、平成17年8月から「21か月齢以上」、平成25年4月から「30か月齢超」へ引き上げておりますが、国民の不安の声が強かったことなどから、平成25年6月までは全国自治体で自主的に全頭検査を行っていました。

平成25年5月に、日本は、OIE（国際獣疫事務局）から「無視できるリスクの国」の認定を受けました。平成25年7月より、検査対象月齢が48か月齢超となったことと同時に、それまで全国で実施していた全頭検査を一斉に廃止しております。

次に5ページのスライド5を御覧下さい。日本国内及び宮城県内におけるBSE検査頭数と感染確認頭数を示しました。検査を開始した平成13年以降27年度末まで国内では約1,600万頭の牛の検査が実施され、36頭の陽性が確認されました。宮城県では96,595頭の検査を実施しましたが、陽性はありませんでした。

なお、平成21年1月に確認された1頭を最後に、現在までの8年間日本国内ではBSE陽性牛の確認はされておられません。

スライド6では、世界のBSE発生件数の推移について説明しています。世界でのBSE発生頭数は、1992年のピーク時に37,000頭が確認されましたが、2015年には7頭と激減しております。このように、BSE対策を継続し、効果があったこと、国内外のBSE発生リスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づき検査体制などの見直しが検討されることになりました。

6ページのスライド7を御覧下さい。厚生労働省がBSE対策について再評価の依頼をした背景について御説明します。

現在の国内措置の根拠の一つであります平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価は次のとおりです。2009年から2015年にBSEの摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなります。また、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断しております。

以上の平成25年の食品安全委員会の評価から2年後の平成27年12月、厚生労働省は検査対象月齢を変更した2015年7月から2017年11月までに食用としてと畜された48か月齢超の牛約48万頭のBSE検査の結果がすべて陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、平成27年12月に食品安全委員会に再度諮問を行いました。

スライド8を御覧下さい。平成28年8月、食品安全委員会の評価結果が示されました。以下、概要を説明します。現在と畜場において実施されている、「食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。しかしながら、引き続き、適切な生体検査の実施、24ヶ月齢以上の牛のうち、運動障害等の神経症状が疑われたものについては検査の必要性がある」という内容でした。なお、特定危険部位の範囲については、引き続き食品安全委員会にて評価中でございます。

7ページのスライド9を御覧下さい。食品安全委員会の評価を踏まえた厚生労働省の今後の対応についてです。現在実施している48か月齢超の健康牛のBSE検査については、牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE特措法）施行規則を改正して、廃止される予定です。改正施行規則は、今年の4月1日の予定とのことです。

スライド10を御覧下さい。最後に改めて、と畜場における牛の検査体制について御説明します。

と畜場では、搬入された全ての牛において、牛が生きている状態で目視確認等の検査を行います。これを生体検査といいまして、ここでBSEやその他の疾病の疑いがないかを判断されたものだけがと畜解体されます。

BSEやその他の疾病にり患していると疑われた牛は、と畜解体が禁止されます。また、現在は生体検査で合格した48か月齢超の全ての牛について、BSE検査を実施しております。

8ページのスライド11を御覧下さい。と畜場及び食肉処理場では特定危険部位の除去、焼却が義務づけられており、と畜検査員が遵守状況の監視を行っています。

特定危険部位は、処理の工程に応じ、頭部、扁桃（へんとう）、回腸遠胃部（回腸の端の2メートルあたり）、脊髄までがと畜場で除去され、食肉処理場で脊柱が除去されます。

スライド12を御覧下さい。特定危険部位の除去は、人が変異型クロイツフェルトヤコブ病に感染するリスクを低減するための重要な対策です。BSE発症牛の異常プリオンの体内分布を示しており、異常プリオンたんぱく質は中枢神経系を中心に蓄積し、その割合は、99.7%となります。これらの部位を特定危険部位として適切に除去することで、感染リスクを大幅に減らすことができます。

2ページにお戻り下さい。5の本県の対応方針（案）を示しております。本県としても、食品安全委員会の評価結果は妥当であると考えられることから、国の方針に準じて、BSE検査については48ヶ月齢超の健康牛については廃止するという方向で検討しております。

今後、48ヶ月齢超の健康牛について、BSE検査が廃止された後も24ヶ月齢以上の牛で生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常または意識障害等の神経症状が疑われたもの及びそれ以外の全身症状を呈したものについて、と畜検査員が臨床鑑別の観点から必要と判断する場合は、引き続きBSE検査を実施することとしております。また、特定危険部位の除去作業についても今後も継続されます。

今後の予定ですが、本日御意見を頂戴し、また平成29年度食品衛生監視指導計画（案）に包含した形でのパブリックコメントの実施、生産者等皆様方への説明会の実施等を行い、幅広く御意見を頂戴したいと思っております。3月下旬には知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」を開催し、県としての対応方針を決定する予定でございます。

〈 小金澤会長 〉

BSEの検査について、何かございますか。御質問、御意見ありましたお願いします。

〈 加藤委員 〉

生体検査と精密検査を実施する方はどのような方ですか。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

と畜場で、と畜検査を行っている人は、全て獣医師です。生体検査を行う検査員も獣医師でありますし、精密検査を行う検査員も獣医師です。一部、臨床検査技師が入る場合もありますが、ほぼ獣医師が行っております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。その他ございますか。

### 〈 丹野委員 〉

県の場合は、県が所管する米山の宮城県食肉流通公社が検査を実施しておりますが、仙台市の場合は、仙台中央食肉卸売市場株式会社が行っており、仙台市でも同様に検査の見直しを行う予定です。

### 〈 小金澤会長 〉

これについては、宮城県だけが行うのではなく、全国一斉に見直しを行うことになるということです。今までの検査の結果を踏まえた形で変更が検討されたものです。よろしいでしょうか。

その他ございますか。ないようですので、これで議題イの「平成29年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について」と議題ロの「BSE（牛海面状脳症）検査」についての2つ議題について終了いたします。

では、次に報告事項イの食品中における放射性物質検査結果について、事務局から説明願います。

### 〈 事務局 平野技術副参事 〉

続きまして、資料6を用いまして、報告イの「食品に係る放射性物質検査結果について」を説明させていただきます。

平成28年12月末日までに実施いたしました「食品に係る放射性物質検査の結果」について、簡単に御説明いたします。

県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画（第2期）に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。これにより、県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。

出荷前の検査ですが、野菜類、果実類、穀類等の農産物は、2,103点、原乳は、95点、牛肉は、19,519点、豚・めん山羊などは103点、海産魚種、内水面魚種などの水産物は、1,447点、きのこ・山菜類などの林産物は、1,664点、イノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は、121点で、合計25,052点の検査を実施いたしました。うち、基準値超過は、林産物と野生鳥獣肉の合計53点です。

林産物については、1,664点中、32点で基準値を超過しておりますが、既に国から出荷制限指示等を受けている品目のクサソテツ（コゴミ）、コシアブラ、ゼンマイ等で、全て野生の山菜及びきのこになります。

また、野生鳥獣肉については、121点中、21点で基準値を超過しておりますが、既に国から出荷制限指示等を受けている品目のイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマになります。

なお、平成28年4月から12月における、国からの出荷制限指示は2件ありましたが、そのうち「大崎市（旧三本木町）のたけのこ」の件については、第1回の会議で報告したところです。

今回報告いたしますのは、新たに出荷制限指示を受けた「村田町で採取された野生きのこ」の件になります。平成28年9月6日に厚生労働省が実施した検査において、村田町で採取された野生きのこの「アカヤマドリ」から基準値を超過するセシウムが検出された旨の連絡が県にあったことから、県で確認を行うとともに当該品目の回収を指示し、市場には流通させませんでした。県では、村田町及び関係者に対して9月9日に「村田町で採取された野生きのこ」の出荷自粛を要請し、9月13日に国から正式に出荷制

限指示がありました。県では、基準値を超える生産物が流通しないよう、引き続き、出荷前の検査を徹底してまいります。

また、国からの出荷制限指示解除品目は、原木シイタケの1品目になります。「原木シイタケ」において、国から出荷制限指示の一部解除等を受けた対象市町村としては、平成28年12月22日に、新たに川崎町が加わりました。12月末までに川崎町をはじめとする7名の原木シイタケ生産者が新たに「県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ」の生産者として認定され、生産出荷を再開しております。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、216点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食における使用する食材ですが、613点検査いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

続いて住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定を実施しています。測定点数は、1,993点で、うち118点が基準値超過となっております。主な基準値超過品は、林産物（野生）のコウタケ、野生鳥獣肉のイノシシなどとなっております。

この調査結果は、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは資料に記載のホームページを参考にして下さいますようお願いいたします

#### 〈 小金澤会長 〉

説明のありました村田町の情報はここには書いてないのですね。口頭での報告でよろしいですね。

その他、今の説明に御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

では、次に報告の口の食品の放射性物質検査について、説明をお願いいたします。

#### 〈 食産業振興課 川部主幹 〉

現在、国であり方の検討を行っております「食品中の放射性物質検査」につきまして、その概要を報告させていただきます。

これまでの国が行ってまいりました検討の経過や平成29年度以降の放射性物質検査の考え方などを中心に報告させていただきます。

お手元の資料7を御覧下さい。この資料は、表紙に記載のとおり国の4府省が作成した資料で、一昨日の1月30日に福島県郡山市で開催されました「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質のあり方について考える～」において、国からの情報提供の際に使用された資料となります。

明日、2月2日に東京都で、2月17日に大阪府で同様のリスクコミュニケーションが開催される予定になってございます。

スライド2から10につきましては、農林水産物の放射性物質対策についての内容となっております。スライド6までが検査制度、体制等について、スライド7以降が農林水産物への放射性物質の移行低減対策についての内容となっております。この部分の説明は割愛させていただきますので、後ほど御覧下さい。

続きまして、スライド11、12を御覧下さい。現行の検査の仕組みといたしましては、国の原子力災害対策本部がガイドラインを定めまして、それに基づいて、地方自治体が検査計画を策定するという流れ

になっております。対象自治体につきましては、17都県になっており、スライドに記載のとおりとなっております。

続きまして、スライド13、14を御覧ください。検査対象品目の考え方になってございます。ガイドラインで指定された品目、検査頻度を踏まえまして、各自治体が計画的に検査を実施することとなっております。検査対象品目として、◎、○、□などの記号の他に、上記以外の品目は各自治体が計画的に実施することができるかとされておりますので、これらの記号に該当しない野菜、果実、米、大豆などについても、県といたしましても、検査を実施しているところでございます。

続きまして、スライドの15を御覧ください。平成28年3月25日改正の現行のガイドラインの抜粋でございまして。

「原発事故から5年が経過し、食品中の放射性物質濃度が全体として低下傾向にある中で、平成24年以降、出荷制限の設定品目が減少し、これまでの検査結果から基準値を超える品目も限定的である。」「検査のあり方は、消費者をはじめとする関係者の理解が得られることが大前提であり、引き続きリスクコミュニケーションを推進することが重要。また、いまだ日本産食品を不安視している国・地域もあることから、モニタリングデータを提供し続けることにより科学的・客観的評価を促す必要がある。」と記載されております。

スライドの16も同様に平成28年3月のガイドラインの抜粋でございまして。

「科学的知見に基づいた、より合理的かつ効率的な体制を含めた検査のあり方を検討する。」ということで、「平成28年度の早い時期に消費者、生産者、食品事業者、関係自治体等関係者の意向を十分に把握し、新たな検査体制の方向性及びその導入時期などを検討する。」「これまでの検査の結果から、経年的に低下傾向にあること、また、基準値を安定的に下回ることを原則とした上で、栽培飼養管理方法も考慮し、検査対象品目・自治体のあり方を検討する。」と平成28年3月のガイドライン改正の際には明記されている状況になってございます。

スライド17を御覧ください。ここから、スライド22までが平成28年6月21日に公表いたしました17都県の5年間の検査結果の内容となっております。

本県分といたしましては、毎週ホームページで検査結果を公表しているほか、このみやぎ食の安全安心推進会議におきましても、毎回、直近の検査の状況を報告しております。平成27年度につきましては、17都県全体で約26万点あまりの検査を実施している状況でございまして。

スライド18を御覧ください。平成27年度の品目別の検査点数の内訳になってございます。肉類の検査点数が21万点超と非常に大きい割合を占めております。

その下、スライド19を御覧ください。肉類を除く平成27年度の都県別の検査点数となっております。本県は福島県に次いで二番目の多さとなっております。

続いて、スライド20を御覧ください。栽培／飼養管理が可能な品目群の放射性セシウム濃度となっております。基準値の100Bq/kgを超過したものについては、年々減少傾向にあり、平成27年度は5点となっております。

また、同様にスライド21でございまして、栽培／飼養管理が困難な品目群の放射性セシウム濃度となっております。基準値の100Bq/kgを超過したものは、こちらも年々減少傾向にありますものの、栽培／飼養管理が可能な品目群に比べますと、まだ点数が多い状況です。

スライド22を御覧ください。栽培／飼養管理が可能な品目群と栽培／飼養管理が困難な品目群ごとの基準値の100Bq/kgを超過した点数の推移となっております。栽培／飼養管理が困難な品目群の方が、

基準値を超過した点数が多い状況になっております。スライドの23は参考にして下さい。

続いて、スライド24、25を御覧下さい。これまで、国が行ってまいりました関係者との意見交換等の状況になっております。平成28年6月から9月にかけて、関係者75者との個別情報交換会、また関係府省主催の意見交換会、いわゆるリスクコミュニケーションを8月と9月に、17都県との意見交換会を4回開催しております。そちらで出されました主な意見につきましては、記載のとおりでございます。

スライド26以降を御覧下さい。現在、国で考えております平成29年度以降の検査案です。これまでの食品中の放射性物質の検査結果の科学的知見や関係者の意見を踏まえ、検討しております。具体的な内容につきましては、スライド27以降に記載しております。

スライド28、29は、検査対象品目の分け方の考え方が記載しております。基本的には、栽培/飼養管理が可能な品目群と栽培/飼養管理が困難な品目群に分けるというような検討を行っているところでございます。

スライド29に例示されているとおり、栽培/飼養管理が可能な品目群（野菜・いも類、果実類・種実類、米、麦類、豆類・雑穀類、肉類、卵類、原乳、茶（飲用状態）、きのこ類（栽培）（原木きのこ類を除く）、山菜類等（栽培））と栽培/飼養管理が困難な品目群（原木きのこ類、きのこ類（野生）、山菜類等（野生）、野生鳥獣肉類、水産物、はちみつ）に分けて考えていこうと整理しているところでございます。

スライド30を御覧下さい。検査継続の目安の明示の考え方です。栽培/飼養管理が可能な品目群について、一定期間基準値の超過事例がない自治体においても、検査が行われ続けている現状を踏まえまして検査を継続する目安（都県ごとに、直近3年間の検査がすべて基準値の1/2（50Bq/kg）以下になるまでは検査を継続する）を示すほか、栽培/飼養管理が困難な品目群については、従来どおり、17都県で検査を継続するとなっております。

スライド31ですが、検査対象品目の例示の見直しとなっております。これまでの検査の結果、放射性セシウム濃度が低いことが確認された品目等についても、検査対象品目として例示され続けている現状を踏まえまして、例示を削除することとしております。削除されますのは、スライド14に戻って、表の下記（5）のAの摂取量上位品目、（5）のイの主要産品、（7）の市場流通品、（9）生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる品目といったところを国では削除しようとして検討を行っております。

これまで、御説明したとおり、国では食品中の放射性物質検査のあり方の検討を行っておりますが、県といたしましては、このみやぎ食の安全安心推進会議の御意見などを踏まえまして、平成29年度以降もこれまで同様の検査を継続してまいりたいと考えております。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。今までの経緯を確認して、基本的には、県の検査体制は今までと変わらないということよろしいですか。

#### 〈 食産業振興課 川部主幹 〉

17都県で様々な条件がございますので、都県によって状況は変わってきますが、本県といたしましては、これまでの検査を継続するという考えでおります。



### 〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。この点について、何か御意見御質問はありますか。

### 〈 丹野委員 〉

厚生労働省の資料のスライド14の牛肉の検査についてですが、岩手、宮城、福島、栃木、群馬の5県あります。これは、全国的に検査を実施しているのは、この5県だけという訳ではなくて、国の出荷制限指示がでている県です。他県は、自主検査で全頭検査を行っており、100Bq/kg以下となっております。

昨年、国のガイドラインの見直しがあった時、業界として国が検査しなさい（出荷制限指示）といった5県以外は自主検査ですので、止めてもいいのではないかという意見もでしたが、事業者、地区ごとに消費者の第三者の意見を踏まえた中で、やっぱり止められない、自主検査は継続するということになり、ほぼ、全国的に全頭検査が行われているというのが実態です。

### 〈 小金澤会長 〉

これについては、4月1日以降も検査を継続するという事です。

では、次のハのみやぎ食の安全安心県民総参加運動についてお願いします。

### 〈 事務局 平野技術副参事 〉

それでは、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の状況を御説明いたします。資料8を御覧下さい。

みやぎ食の安全安心県民総参加運動は、「消費者モニター事業」と「取組宣言事業」の2本柱ですが、「消費者モニター事業」の中からも摘（つ）まんで御説明をさせていただきます。

食品表示ウォッチャー事業ですが、6月から12月までの7ヶ月間にわたり、延べ1,340店舗で調査を実施しております。不備があったと報告されている48件のうち、県で調査した結果、改善指導を要したものが16件で、生鮮食品の原産地表示漏れが、そのほとんどでした。今後、取りまとめ結果をホームページで公表することとしております。

次に、「研修会・講習会」のうちの「食の安全安心セミナー」についてですが、県内3会場、大河原、仙台、大崎で開催いたしました。大河原会場では「家庭における食品のリスク要因」を、大崎会場では「誰もが食べている化学物質」をテーマとしたほか、「食品表示」についても第2部とし説明いたしました。

また、仙台会場はちょうど昨日開催いたしました。また、「食品中の放射性物質」をテーマに、消費者庁と共催で、福島県立医科大学の先生をお招きし、意見交換をいたしました。

次に「研修会・講習会」の2点目の「モニター研修会」ですが、12月20日に仙台検疫所から講師をお招きし、「輸入食品の安全性確保」をテーマに開催し、58人の方に参加をいただきました。

次に、「食の安全安心基礎講座」と「モニターだより」ですが、今年度は、4月、9月、12月の計3回発行し、モニターに送付したほか県ホームページに掲載しております。

「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所及び保健所で合計14回の開催予定となっております。

その下の欄、「生産者との交流会」と「食品工場見学会」につきましては、11月に実施し、39人の方に御参加をいただき、「農事組合法人井土生産組合」と「コカ・コーライーストジャパン株式会社」を訪問し、意見交換などを行いました。

「モニターアンケート」につきましては、464人の方から回答をいただき、前回の推進会議で報告の上、県ホームページで公表しております。

次に、「モニター登録」ですが、各種広報媒体の活用や集客行事での募集活動により、87人の新規登録をいただきました。抹消申し出のあった36人を差し引き、登録者総数は964人となりました。なお、新規登録者のうち、30代以下の方には、12人に登録いただきました。

次に「取組宣言」について、御説明いたします。「取組宣言事業の広報」ですが、FMなど県の広報媒体のほか、県民ロビーコンサート等の集客行事での広報を行いました。

次に、「みやぎまるごとフェスティバル」は、10月15日、16日に開催されましたが、取組宣言者による出展と、県ブースを設置した広報活動を行いました。

最後に「取組宣言者の登録」についてですが、今年度は新規登録が88者あった一方、廃業等による登録抹消が77者あったため、現在、2,959者の登録となっております。

なお、さきほど御説明しました、「生産者との交流会」、「工場見学会」等の行事につきましては、後ろに添付しております12月発行の「モニターだより」に、その様子が記載されております。

また、「モニターアンケート」につきまして、平成23年度から28年度までの推移をこの度まとめました。資料8の添付として、別冊で添付させていただきました。

この冊子は後ほど御覧いただければと思いますが、例えばですが、2ページをお開きいただきますと、「食品中の放射性物質についてどの程度気にしていますか」に対する回答の推移を御確認いただければと思います。

以上、「平成28年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況」について、御報告させていただきました。

#### 〈 小金澤会長 〉

その点について、何か御質問はございませんか。委員の方で研修会等に参加された方はおりませんか。感想などございませんか。

#### 〈 田澤委員 〉

セミナーに参加してみて、皆さん熱心に聴講していて、するどい質問等を寄せられていたと思いました。ただ、全体的に高齢の方が多く、若い方が少ない感想をもちました。

モニターだよりの中にセミナーについての開催結果や講義資料を見ることができるとありますが、モニターの方は前々から知っていても、一般の方はこのことを知っているのでしょうか。セミナーに参加された方がそのネットワークでお知らせする媒体としても、非常に効力があると思います。しかし、県民の方でも、消費者モニターに登録していなくても意識が高い方が沢山いらっしゃいますので、こういう資料などがツールとしてあることをお知らせ願えればと思います。私たちが正確な情報を見定めるためには、県や消費者庁などきちんとしたところの情報を見ることも必要ではないかと感じます。

10月に開催されたまるごとフェスティバルも見させていただきました。授乳できる場所があるなど、若い方が外出しやすい良い環境で非常に好感が持てました。水産物や食に関しては、子供達がクイズ形式で楽しそうに行っていて、自分で体験して分かる、そして、その後、家でやってみるということもできそうでした。技術研究紹介のあたりはあまり人が集まっていませんでしたものの、できれば小学校の中学年以上の保護者の方が活用して学ぶ機会になればいいなと思いました。

また、セミナーでもいれていただきたいのですが、座学だけではなく体験もできるものもあるといいなと思います。以前、放射性物質の霧箱実験を行っていたと思いますが、根拠や知識を身近なところで体験できたらなと言う声もありました。

〈 小金澤会長 〉

消費者モニターだよりは、ホームページから入ることができますか。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

はい。できます。

〈 小金澤会長 〉

これは、そのような宣伝の中でしていただければと思います。

では、次に3のその他として、ノロウイルスによる生カキ出荷自粛についてお願いします。

〈 水産業基盤整備課 末永技術副参事 〉

ノロウイルスによる生カキ出荷自粛について説明させていただきます。

ノロウイルス検出状況とカキの出荷状況ですが、昨年12月19日、県漁業協同組合によるノロウイルス自主検査において、県内の11海域（気仙沼湾～松島湾）のうち雄勝湾海域を除く10海域が陽性となりました。

通常、陽性となったカキは加熱用として出荷しますが、県漁業協同組合は安全を確保するため、12月20日から全てのカキの水揚げを休止しました。

12月26日の検査結果で、牡鹿半島の北側の6海域でノロウイルスが陰性となったことから、生食用としての出荷を再開しました。また、牡鹿半島以南の5海域では引き続き陽性となったことから、加熱用として出荷を再開いたしました。

その後、毎週、検査を実施しており、1月30日、一昨日の検査結果で、松島湾の1海域が陽性となり、そのほかの10海域は陰性となりました。

昨年の11月、12月は県内でもノロウイルスが猛威を振るい、患者数も10年ぶりの多さと言われましたが、そもそもノロウイルスは、人間の腸管内のみで増殖するため、人間の体内から排出されたノロウイルスが、下水を通じて海域に流出し、カキに取り込まれたと考えられております。カキに取り込まれたノロウイルスは、排出期間は不明ですが、時間が経過すれば排出されます。

次に2のカキの生産への影響ですが、水揚げを中止した県漁業協同組合の対応について、12月20日以降、マスコミ各社が取り上げたことから、「カキ＝ノロウイルス」という認識が広まり、量販店、飲食店等での販売が減少しました。12月15日頃まで共販価格はむき身で1,500円/kgだったのが、平均で約500から900円/kgと低迷してしまい、県漁業協同組合や県に風評被害を訴える生産者や流通加工業者等の声が多数寄せられております。

これらへの対応ですが、安全性の確保のため、県漁協ではノロウイルスの頻発期は、通常の検体数を倍増させて安全性の確保に努めています。

また、風評被害対策として、県漁協及び県はマスコミ等を通じて、安全に対する取組を丁寧に説明しており、加熱用として出荷されたカキについては、十分に加熱調理すれば、ノロウイルスは不活化しますの

で、食中毒の心配は全くないことを強調して説明しています。

販売対策として、県はカキなど県産水産物の消費拡大を図るため、県漁協のキッチンカーの整備支援や県漁協が1月13日から東京大手町にオープンしたお手元に配布したチラシの牡蠣小屋の大漁やをはじめ、都内で開催されるイベントと連携するなど、県産水産物の需要拡大に積極的に取り組んでいます。

県内でも、毎月第3水曜日の「みやぎ水産の日」を核に、地元メディアや仙台駅構内のデジタル広告を活用し広くPRしております。今現在、カキの生産者や仲買の方が頑張っているので応援の程よろしくお願いたします。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。今の件について、何か御意見はございませんか。

#### 〈 加藤委員 〉

食中毒のパンフレット、リーフレットを見ますと必ずカキなどの二枚貝によるというのが最初にできます。本当のノロウイルスは、説明いただいた要因ですが、行政で作成しているパンフレットでその様なものがあるのは、農林水産部の説明と矛盾するのではないのでしょうか。

みやぎ生協もカキの出荷停止で非常に打撃を受けました。保健所等で作成するパンフレット等はこの順番とか変えられないのでしょうか。表紙にカキの絵がかいてあったりして、イメージが良くないと思います。消費者には、正しくきちんと伝えないといけないのではないのでしょうか。改善の余地はないのでしょうか。

#### 〈 事務局 赤間課長 〉

水産サイドと協議いたしまして、食と暮らしの安全推進課で作成したノロウイルスのチラシからは、カキという言葉は抜いております。

#### 〈 加藤委員 〉

ホームページには、残っています。

#### 〈 事務局 赤間課長 〉

ホームページを確認して、検討させていただきます。

#### 〈 小金澤会長 〉

よろしくお願いたします。

では、次にみやぎの環境にやさしい表示・認証制度についてお願いたします。

#### 〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

みやぎの環境にやさしい表示・認証制度のシールが変わりましたというチラシを御覧下さい。県では、化学農薬及び化学肥料を通常の半分に以下にした農産物を特別栽培農産物として認証しております。平成11年から認証制度が開始しておりますが、今回、初めて、デザインを変更いたしました。

実際の使用開始は9月1日からでしたので、既に御覧になった方もいらっしゃると思いますが、親しみ

やすく見やすいデザインにいたしました。変更点は、むすび丸の追加、不使用を×から0（ゼロ）にいたしました。店等で見かけましたら、手に取っていただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

この点、よろしいでしょうか。

〈 加藤委員 〉

この表示が変更になった場合、ラベルに印刷して販売している場合は、事業者負担で直さなければいけないのですか。

〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

はい、そうです。次回の変更のときに変えていただければと思います。

〈 小金澤会長 〉

肥料0（ゼロ）の表記は、肥料を使っていないと誤解されます。化学肥料を使っていないだけで有機肥料は使っていますので、この表記には、説明を加えていただきたいです。勘違いしている方も多く、化学肥料を半分にした場合、有機肥料を足さなければいけません。これですと、肥料は半分でいいと思われてしまいます。

〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

この点について、現場からも声があり、ラベルと一緒に栽培管理票を付けることになっています。管理票とセットで表示していますので、改めて注釈等も必要かと思いますが、セット表示ですので、それを見ただけであればと思います。

〈 小金澤会長 〉

今回の変更では、表示シールの中から肥料の前の「化学」という言葉を取ってしまいました。今すぐ変更はできないのですが、説明文を読まない方も多いため、肥料を使っていない訳でないという説明文は必要です。

他にありませんか。

では、事の一切を終了します。司会を事務局に返します。

〈 事務局 中村副参事 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。

次回、平成29年度1回目の推進会議は、6月上旬を予定しております。開催日時が決定しましたら文書でお知らせしますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。